

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 2 月 7 日付 4 長振用第 90 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、公文書不開示決定（存否応答拒否）が適切であるが、結論において妥当と言わざるを得ない。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 12 月 27 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「〇月〇日受け取り分見積り書内の私の見積りに使用されたコンクリート 1 m³当たりの単値だけの価格」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 5 年 2 月 7 日付けで、条例第 7 条第 1 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 5 年 3 月 27 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公文書不開示決定を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 特定振興局から本件処分を受けた。

イ 振興局は、その理由を、個人情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、としている。

ウ しかしながら、本件処分は、私個人の権利利益を守ることであり、これは法律 57 号第 1 条・第 5 条・第 8 条・第 11 条及び二・第 13 条・第 14 条、長崎県個人情報保護条例第 1 条・第 3 条・第 10 条及び(2)、条例第 1 条・第 3 条・第 7 条の規定に違反しており、違法である。

エ 本件処分により、審査請求人は、県提出の見積書の内容を確認できず法的権利又は利益を侵害された。

オ 以上の点から、本件処分の審査請求を提起した。

(2) 反論書における主張

ア 原処分をした経緯への反論

(ア) 開示請求の対象について

見積書金額の、工賃及び材料費は国が出している見積りの価格表を使用しているとの説明されている。又確認のため、市役所の土木部及び国土交通省九州地方整備局の特定事務所に確認したところ、県内統一で使用し、開示請求があれば、対応できるはずとのこと。

(イ) 原処分の内容・処分理由についての反論

条例第 7 条第 1 号該当とあるが、1 のイには生活又は財産の保護するため、公にすることが必要と認められる情報は除くとあるが、当然、私の生活・財産保護にあたりますが、なぜ、これは該当しないのですか。

イ 原処分を適正とした理由への反論

(ア) 条例第 7 条第 1 号が個人の権利利益を害するおそれがあるためとあるが、国が出している見積用の価格を私に開示した場合、誰に出したか、県が公示しない限り個人特定はむりなはず。今までにどの様な見積書を誰に出したか、公示やその他の情報で見た事がない。別の国の見積額が書かれた資料は出されているのに、コンクリート単価は国の見積書が開示された場合、私個人が特定されるのでしょうか。個人の権利利益を害するおそれがあるというのであれば、私の個人情報を公開する予定なののでしょうか。

(イ) この請求は、特定個人の情報開示請求事案であるとあるが、この公文書開示請求と同時に、個人情報開示でも申請しているが、そちらも不開示決定されているため、そちらにも反論書を提出しています。

県の弁明書には、開示請求者が開示請求に係わる公文書に記録されてい

る情報について利害関係を有しているかなどの個別事情によって当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではない、と記載されているが、私は県の説明で提出された国の見積査定額の開示を請求しているだけで、私は一言も利害関係についてのべていないし、後ろめたいことがあるのか、かってに利害関係にして主張しているのは、これを作成された方々です。

ウ 審査請求人の趣旨及び理由に関する部分に対する意見への反論

この弁明書の作成者は、私が条例第1条・3条・7条に違反しているという主張に対し、1条は、条例の目的、3条は解釈及び運用に当たっての基本的な考えとだけ流しているが、1条には最も重要な情報公開の目的、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする、とあるが、今まで幾多の質問・情報開示にも答えない・資料紛失・廃棄など諸活動の説明は全うされず、県政に対する理解と信頼を裏切り、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進する事を目的としていない。3条はこの条例の解釈及び運用に当たっては開示を請求する権利を十分に尊重するものとする、とあるが県の開示しない意向が最優先されている。7条には開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならない、イは生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とあるが、私が私の情報を開示してもらうための請求に、長崎県個人情報保護条例第8条、利用及び提供の制限において、(1)には本人の同意があるとき又は、本人に提供する時、制限はかからないとあるが、7条第1号の何が不開示決定にあたるのか審査会での説明を求めたい。

又、法律第57号第1条は、個人情報の保護に関する法律で、個人情報を取り扱う事業者の厳守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする、となっている。長崎県個人情報保護条例もそれに則り交付されている。県がお持ちの私個人の情報は、県が開示しなければわからない公文書・書類のはずですが、個人情報開示でも出ません。どのような手続きをすれば開示できますか。これらが公文書ではないと言う説明をお願いします。

又、県提出の見積書では、コンクリート単価及び施工費含めて算出しているとのことで補償金額を記載しているので開示・不開示の判断は変わるものではないため、権利、利益の侵害はない、とのことだが、権利・利益が侵害されているかいないかは、見積金額内容を不都合があると説明せずに、作成し提出している県が決めることではなく、私が決めることです。コンクリート単価がわかれば、施工費がわかるので、長崎県の最低賃金との確認ができます。市役所や、国土交通省の方に聞いた、だいたいのコンクリート1㎡単

価の価格とも合うはずです。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を適正とした理由

(1) 条例第7条第1号について

本条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報としているものである。

(2) 公文書不開示決定の検討

本件請求については、特定個人の見積りに使用されたコンクリート1 m³あたりの単値だけの価格という、特定個人の情報の開示請求であったものである。

公文書の開示請求は何人にも認められるものであるため、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事実によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

よって、条例第7条第1号の規定に基づいて、令和5年2月7日付けで公文書不開示決定を行ったものであり、原処分は適正であると判断した。

2 審査請求人の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は審査請求書において、実施機関が「法律第57号第1条・第5条・第8条・第11条及び二・第13条・第14条と長崎県個人情報保護条例第1条・第3条・第10条及び(2)の規定に違反しており、違法である」と主張している。本審査請求は公文書開示請求に係るものであり、請求人の主張は当たらない。

次に、審査請求人は審査請求書において、実施機関が「条例第1条・第3条・第7条の規定に違反しており、違法である」と主張している。第1条は条例の目的、第3条は条例の解釈及び運用に当たっての基本的な考え方を定めた条項である。原処分については、前記のとおり条例第7条第1号に基づき判断しているものであり、請求人の主張は当たらない。

また、審査請求人は審査請求書において、「県提出の見積書の内容を確認できず法的権利又は利益を侵害された」と主張している。県提出の見積書では、コンクリート単価を含めて算出された土間コンクリート叩きの施工単価を記載し、審査請求人に対する補償金額を算定している。この補償金額はコンクリート単価の開示、不開示の判断により変わるものではないため、権利、利益の侵害は無く、請求人の主張は当たらない。

3 結論

前記 1 及び 2 のとおり、審査請求人の主張は失当であり、原処分は適正である。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第 7 条第 1 号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第 3 条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第 10 条について

本条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否か

を答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(3) 条例第5条について

何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる旨を規定している。

3 本件処分について

本件開示請求は、「〇月〇日受け取り分見積り書内の私の見積りに使用されたコンクリート1 m³当たりの単値だけの価格」の開示を求めるものであり、実施機関は本件開示請求に対し、条例第7条第1号に該当するとして公文書不開示決定を行った。

(1) 条例第10条該当性について

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、条例第10条は、その例外として公文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合について定めている。

本件開示請求は、個人を特定したうえで行われたものであり、本件開示請求の記載内容から、当該公文書の有無を答えるだけで、当該個人が県から見積書を受け取ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。本件存否情報は、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって本件開示請求について、当該公文書の有無を答えることは、条例第7条第1号の不開示情報を開示することとなることから、本来は、条例第10条の規定により、開示請求に対し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すべきであったものと認められる。

しかしながら、実施機関は、すでに原処分において本件対象文書が存在することを明らかにしてしまっており、改めて原処分を取り消して条例第10条を適用する意味は無く、原処分を維持することが適当と思料される。

(2) 本人に対する自己情報の開示について

公文書の開示請求は、条例第5条により何人にも認められるものであるため、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

したがって、個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合であっても不開示となるものである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和5年12月4日	・実施機関から諮問書を受理
令和6年3月25日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和6年5月14日	・審査会（審査）
令和6年6月25日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長